4. 認証保育所負担軽減助成制度 / 認可外保育施設・その他事業等の保育料無償化について

認証保育所等保育料の負担軽減助成制度

●認証保育所等の対象施設に通われているお子さんがいる保護者の方に、保育料の一部を助成する制度です。

※令和７年度の制度概要を掲載しています。令和８年度については、制度の詳細が決まり次第、ご案内いたします。

対象施設	①東京都認証保育所（板橋区外の認証保育所も対象）（P41 参照） ②ベビーホテル（※） ③企業主導型を含む認可外保育施設（※） （※）「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設のみ。（P42 参照） 認可保育園、認定こども園、家庭福祉員、ベビールーム、小規模保育施設、事業所内保育施設、院内保育施設、区の定期利用保育、ベビーシッター、企業主導型保育事業は対象外です。
助成対象者	●次の全てに該当する方が対象です。 ①板橋区に住所を有し（月の初日に住民登録が板橋区内にある）、月の初日（1 日）から末日まで対象施設に在籍する児童と同一の世帯に属する保護者の方（途中入退所の月は対象外）。 ②助成金対象月の対象保育所等の保育料を完納している方。 ③認可保育施設保育料の納付義務があるときは、納付期限が到来しているものについて完納していること。 ④保育施設に在籍証明を受けられること。 ⑤対象施設①または②は月 120 時間以上、③は月 48 時間以上の月極め保育の利用契約をしていること。 ※なお、対象施設への保育料の納付確認は、区から在籍施設に照会します。

●助成金額の概要

保護者（父母）の課税状況等に応じて下記表の区分を決定した後、月額上限額と、実際にお支払いになった月極保育料とを比較して低い方の額を助成します（※給食費、延長保育料、補食代及び雑費は助成対象となりません）。

区分		無償化	認証等負担軽減助成	認可外負担軽減助成
0 ～ 2 歳児クラス	住民税課税世帯	対象外	80,000 円	40,000 円
	住民税非課税世帯	42,000 円	38,000 円	対象外
3 ～ 5 歳児クラス	住民税課税世帯	37,000 円	40,000 円	対象外
	住民税非課税世帯			

※上表中の金額は、月額上限額です。

令和７年４月～８月分を請求する方・・・・・・令和６年度分の住民税額が分かる書類
（令和６年１月１日に住民登録のあった区市町村で発行）

令和７年９月～令和８年３月分を請求する方・・令和７年度分の住民税額が分かる書類
（令和７年１月１日に住民登録のあった区市町村で発行）

※上記波線の時点で板橋区に住民登録があった方は、申請手続きの際、税額を証明する書類を提出する必要はありません。

●申請手続き

申請書は区役所保育サービス課及び在籍している各施設で配布します。区ホームページからも出力できます。

申請書に必要事項を記入し、必要に応じて税額を証明する書類を添付のうえ、直接入所している施設又は区役所保育サービス課に申請してください。

●交付方法及び交付時期

原則として、年２回、保護者の方の口座にお振込みします。

交付予定時期になりましたら、申請内容の審査後「助成金交付決定通知書」を送付します。

上半期（４月～９月分）　　＊口座への振込　12 月中旬

下半期（10 月～翌年３月分）　　＊口座への振込　令和８年５月中旬

●注意事項

０～２歳児クラスの住民税非課税世帯と３～５歳児クラスは無償化と認証等負担軽減助成制度の併用ができます。

【お問合せ先】　保育サービス課民間保育第二係　3579 － 2494

認可外保育施設・その他の事業等の保育料無償化対象となるサービス

無償化の対象サービス	給付の内容	保育の必要性の認定	給付の請求手続き
• 認可外保育施設（認証保育所、ベビーホテル等） • 一時預かり保育事業 • 病児、病後児保育事業 • ファミリー・サポート・センター事業 • 定期利用保育	●3～5歳児クラス …上限（月額）37,000円までの利用料 ●0～2歳児クラス （住民税非課税世帯） …上限42,000円までの利用料	要 下記（1）保育の必要性の認定申請についてを参照してください。	区へ 下記（2）給付の請求方法についてを参照してください。
企業主導型保育事業	標準的な利用料無償 ※3～5歳児クラス、または住民税非課税世帯の0～2歳児クラス		※施設へお問合せください。
児童発達支援事業所 ※放課後等デイサービスは除く	利用料無償 ※肢体不自由児通所医療費等が生じた場合、所得区分に応じた負担額が発生します。	不要	

●送迎費、行事費、延長保育料等、現在実費負担しているものは引き続き保護者の負担となります。

●認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たし、区の確認を受けている施設が対象となります（P42参照）。無償化対象施設については、区ホームページをご覧ください。

無償化に伴う手続き・必要書類

（1）保育の必要性の認定申請について

●無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定（P14参照）」を受ける必要があります。

●企業主導型保育事業の従業員枠をご利用の方は、施設に直接お問い合わせください。

必要書類

①『教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書』上部太枠内と、（B）の欄をご記入ください。（企業主導型保育事業を利用の方は、（B）でなく、（A）の欄をご記入ください。）
② P16　3 保育の必要性を証明する書類
③ 個人番号（マイナンバー）の提供について
④ 該当する場合には以下の書類も追加で必要となります。

ひとり親世帯、離婚調停中の方	戸籍謄本又はマル親医療証や児童扶養手当証書のコピーのいずれか1点 離婚調停中の場合は、調停期日通知書のコピー
保護者が外国籍の方	在留カードの両面コピー

受付先

保育サービス課　民間保育第二係（区役所南館3階㉓窓口）　3579-2494
※区外在住の方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

交付

保育サービス課にて受付後、『施設等利用給付認定通知書』をご自宅へ発送します。大切に保管ください。
※日付を遡っての交付はできません。必ず、施設利用開始前にご申請ください。

現況確認

現況確認の手続きについて
●サービスの利用中、保育が必要な状態が継続していることが無償化継続（年度更新）の条件です。
●無償化対象のサービスの利用を引き続き希望される場合、書類をご提出いただき、保育の必要性の確認をします。お手続きについては別途ご案内いたします。
●保育要件が確認できない場合は、無償化の対象外となる場合があります。

（2）給付の請求方法について

必要書類	①施設等利用費請求書 ②領収証等（事業者が発行したもの） ③特定子ども・子育て支援提供証明書（事業者が発行したもの）
受付先	①保育サービス課　民間保育第二係 (区役所南館 3 階㉓窓口)　3579-2494 ②利用した施設

●同月に複数の施設を利用した場合は、必ず取りまとめて申請してください。

●受付のスケジュールにつきましては、区ホームページをご覧ください。

●幼稚園に在園している方は、学務課幼稚園係にお問い合わせください。

●企業主導型保育事業をご利用の方は、手続きについて、施設に直接お問い合わせください。

無償化についてのお問い合わせ先

対象サービスによって異なります。それぞれ、下記担当までお問い合わせください。

保育の必要性の認定について・認可外保育施設等の無償化による給付に関すること・請求について	保育サービス課民間保育第二係	3579-2494
幼稚園と預かり保育事業に関すること	教育委員会事務局学務課幼稚園係	3579-2613
障がい児通所支援の利用に関すること	障がいサービス課障がい児支援係	3579-2148
障がい児通所支援（児童発達支援等）の請求について	障がい政策課認定給付・指導係	3579-2392

※企業主導型保育事業に関することは、利用している施設へ直接お問い合わせください。

認証保育所一覧

認証保育所は、東京都の独自の基準により設置されている保育施設です。認可外保育施設になりますので、利用者は運営をしている民間事業者と直接契約をしていただきます。13 時間保育と 0 歳児からの保育を基本としています。

※保育料の一部助成があります。(P38)

区内の認証保育所一覧

施設名	所在地	電話	一時保育	定員					
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	計
ベネッセ板橋保育園	板橋 1-55-16	5943-2081	—	10	12	12	10	16	60
中板橋雲母保育園	弥生町 2-5	5926-6703	制度あり	6	11	6	2		25
メリーポピンズ中板橋ルーム	中板橋 7-16	3579-1755	制度あり	6	7	7			20
コアラ保育園	常盤台 4-25-2	3937-8417	—	6	7	8	12		33
こっこ保育園	南常盤台 1-26-21	3957-7377	—	10	8	7			25
ポピンズナーサリースクールときわ台	南常盤台 1-40-1	5917-2105	制度あり	6	9	9	3		27
板橋雲母保育園東武練馬	徳丸 3-27-16	5945-9771	制度あり	6	6	10			22
まるやま保育園	四葉 2-27-25	3930-0887	—	9	15	18	14	26	82
メリーポピンズ成増ルーム	成増 1-26-3	5997-5550	制度あり	6	12	12			30
こもれび保育園成増園	成増 2-17-11	6411-0701	制度あり	6	10	7	6	6	35
板橋雲母保育園高島平	高島平 1-41-6	3559-2127	制度あり	3	9	12	10	6	40

※申込み・利用料金等は、直接施設へお問い合わせください。

※保育料無償化の手続き等は、P39 をご参照ください。

認可外保育施設一覧

【認可外保育施設】 令和７年７月１日現在の一覧です。

※この一覧は、本冊子への掲載を希望した認可外施設のみ掲載しております。板橋区内のすべての認可外保育施設を確認される場合は、区ホームページをご覧ください。

番号	地域	施設名称	施設類型	所在地	電話番号	企業主導型	無償化	認証等負担軽減	認可外負担軽減	証明書
1	板橋	愛婴幼保学園　板橋園	ベビー	板橋 1-36-1　TY ビル 2F	4405-7604		○	○		有
2		キッズドリーム園中板橋	事業所内	中板橋 20-6 プランドール相澤 1 階	6912-4945	○			○	有
3		クローバーのさと保育室	事業所内	仲町 1-4 クローバーのさと内	3955-9608		○		○	有
4		フェニックスキッズ要町	事業所内	南町 12-7　YK ビル 1 階	6909-4998	○			○	有
5	常盤台	家庭保育園どれみふぁ	ベビー	大谷口 1-33-5	6338-8689		○	○		有
6		たいよう第２保育園	事業所内	上板橋 3-21-1	6319-6136	○			○	有
7		こもねん保育園	事業所内	小茂根 4-20-2	6905-9030	○			○	有
8		キッズドリーム園上板橋	事業所内	桜川 3-23-7 桜川ビル 1 階	6913-0169	○			○	有
9		SEEDS 英語幼児園	その他	常盤台 1-43-1 EQUiA ときわ台 4 階	5918-9613					
10		保育ルームすまいる 板橋ときわ台園	事業所内	常盤台 1-7-14 サンノーム土屋 101	6789-0809	○			○	有
11		ぼくのひみつきち	事業所内	常盤台 3-2-15 ル・ミューゲときわ台 103	6874-3811	○			○	有
12		エキチカ保育園Ⅱ	事業所内	常盤台 4-23-9	3935-5861	○			○	有
13		ファーストラーニング千川ドレミガーデンプリスクール	その他	向原 2-35-4	3554-3664		○		○	有
14		フェニックスキッズ向原	事業所内	向原 1-5-12 向原サンハイツ 1F	5926-7388	○			○	有
15	赤塚	ニューホープ・インターナショナル・スクール	その他	成増 5-1-2	5383-0421		○		○	有
16		ココカラデザイン 保育園ななつ葉園	事業所内	成増 5-17-10 ヴィラ成増 1F	6909-8961	○			○	有
17		東京光が丘インターナショナルプレスクール	その他	赤塚新町 3-30-9	5968-5255		○		○	有
18	志村	鎮守の森城山どんぐり保育園	事業所内	志村 2-16-2	5918-9281	○			○	有
19		マザーフレンズ子どものおうち保育園	ベビー	小豆沢 1-1-16 スカイティアライースト 1 階	5948-7901		○	○		有
20		保育園フォレスタ・志村三丁目	事業所内	坂下 1-18-14 ハイツ高富 1 階	5918-6507	○			○	有
21		おひさまナーサリー	ベビー	中台 3-5-26	6874-2177		○	○		有
22		たんぽぽ保育園	ベビー	西台 4-3-19 ビューラー西台 1 階	6751-6866		○	○		有
23		保育スクール・ よつばのクローバー	ベビー	前野町 4-40-1 パークビュー城山 102	5915-9680			○		有
24		かえでの樹保育園 板橋本町	事業所内	宮本町 1-1	5918-7258	○			○	有
25	高島平	保育ルームすまいる 板橋高島平園	事業所内	高島平 1-3-14 ミューズ高島平 103	6906-8930	○			○	有
26		KOJIKA KIDS	事業所内	高島平 2-28-6-102	6281-0271	○			○	有

※「無償化」は、区が無償化対象施設として確認をした認可外保育施設に○が付いています。
※「認証等負担軽減」は、P38 に記載されている認証保育所等保育料負担軽減助成制度の対象となる認可外保育施設に○が付いています。
P41 に記載されている認証保育所も本制度の対象です。
※「認可外負担軽減」は、P38 に記載されている認可外負担軽減助成制度の対象となる認可外保育施設に○が付いています。
※「証明書」の欄は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設に有と表示されています。
※「無償化」については、変更が生じる可能性がありますので、最新の情報は区のホームページをご覧ください。

一時保育

保護者の育児疲れや入院、冠婚葬祭、家族の介護等の理由で、お子さんを保育できない場合、保育園で一時的にお預かりする制度です。保育年齢・保育時間・利用料金は各実施園により異なります。利用には、事前申込み・面談が必要な場合があります。申込み・利用方法・利用料金等詳細は、施設に直接お問い合わせください。

右記のほか、小規模保育園の一部でも一時保育を行っています。実施園については区ホームページをご覧ください。

施設名	所在地	電話
敬隣保育園	本町 19-4	3961-3912
平和保育園	富士見町 13-6	3964-6074
板橋保育園	富士見町 20-25	5944-2662
陽光保育園	大谷口上町 23-1	3956-1068
向原保育園	向原 1-18-5	3974-6388
キッズタウンむかいはら保育園	向原 3-7-7	5917-0752
グローバルキッズ上板橋園	常盤台 4-30-4	3936-7777
赤塚保育園	赤塚 6-30-1	3930-0128
前野保育園	前野町 4-6-7	3967-4644
こぶし保育園	坂下 3-10-G-109	5916-0431

一時保育事業の利用者負担軽減事業

●対象施設　板橋区内の認可保育園（区立、私立）、小規模保育園です。
※それ以外の施設は対象外です。

●対象となる方　次の①・②の要件をすべて満たす方が対象です。

① 一時保育利用日時点で、児童及び保護者が板橋区内に居住していること

② 次の対象となる世帯のいずれかに該当すること

・生活保護受給世帯　・住民税非課税世帯

・年収 360 万円未満相当世帯（区市町民税所得割の額を合算した額が合計 77,101 円未満の世帯）

・区が特に支援が必要と認めた世帯のうち、一時保育事業の利用を促した世帯

●助成金額や手続き等につきましては、区ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先・提出先】　保育サービス課民間保育第一係　3579-2492

多様な他者との関わりの機会の創出事業

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就学児を定期的に預かることで、多様な他者との関わりの中で様々な体験や経験を通じて、子どもの健やかな成長を図ることを目的とする制度です。

保護者の方が施設と直接保育契約を結んでいただきます。利用料金等については、直接施設へお問合せください。

対象：保育所等に通っていない、又は在籍していない生後 6 か月～2 歳児クラスのお子さん		
おやこ舎あやとり	常盤台 3-23-8 エクセル常盤台 1F	3968-1701

※「おやこ舎あやとり」は、定期保育事業から多様な他者との関わりの機会の創出事業へ移行しました。

当事業は、定期利用保育事業と異なり、保護者の就労等の有無を問わず、利用可能です。

上記のほか、幼稚園の一部でも多様な他者との関わりの機会の創出事業を行っています。実施園については、P49 をご覧ください。

●利用料助成

「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を利用する児童の保護者のうち、板橋区に住所を有する方で、下表に掲げる方が助成の対象となります。

補助対象者	補助基準額（上限額）
生活保護世帯	日額 3,000 円
住民税非課税世帯	日額 2,400 円
年収 360 万円未満相当世帯	日額 2,100 円

補助対象者	補助基準額（上限額）
要支援児童のいる世帯	実費負担額
利用者負担軽減	月額 44,000 円

≪注意点≫
- 補助基準額（上限額）と実際にお支払いになった利用料と比較して、低い方の額を助成します。
- 「非課税世帯」については、世帯（父母その他扶養義務者）の当年度の住民税により判定します。
- 「 年収 360 万円未満相当世帯」については、世帯（父母その他扶養義務者）の当年度の住民税所得割額が 77,100 円以下の世帯とします。
- 「要支援児童」については、継続的な見守りのため、関係機関と実施施設との間で定期的な情報共有などを必要とする児童をいいます。
- 「利用者負担軽減」については、住民税課税世帯の児童が対象となります。
- 幼稚園で本事業を利用している方は、学務課幼稚園係にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】　保育サービス課民間保育第二係　3579-2494

定期利用保育

パートタイム勤務や短時間就労等で、保育が必要なご家庭を対象に、継続して短時間お子さんをお預かりする制度です。保護者の方が、直接施設と契約を結んでいただきます。

対象：板橋区に住所がある 1 歳～就学前の保育を必要とするお子さんで、板橋区内の認可保育園・認定こども園・地域型保育施設に入所できなかったお子さん

実施園や受入れ定員数につきましては、3 月上旬頃に区ホームページでお知らせいたします。

空き保育室活用型定期利用保育

新規開設保育園等で受入れに余裕がある 4・5 歳児の保育室を活用し、入園保留となった 1 歳児のお子さんを対象に定期利用保育を行う予定です。

※実施園や受入れ定員数、申込み方法等詳細につきましては、3 月上旬頃に区ホームページでお知らせいたします。

5. その他の保育サービス

病児・病後児保育

病気の回復期などで集団保育が困難な場合に、区が委託する医療機関等で一時的に保育を行います。
また、一部の医療機関では、保育施設等での急な発熱や体調不良の際に、看護師が保護者の代わりにお迎えに行き、医療機関でお預かりする「お迎えサービス」も実施します。

①対象
- ●区内に住所がある、満 1 歳～小学校就学前の児童　※登録は生後 11 か月より受付可。
- ●「お迎えサービス」は、家庭福祉員・在宅児以外で、区内にある認可保育園等へ入園している児童

②利用可能日・利用時間・利用料金
- ●午前 8 時～午後 6 時　※病院の診療時間により変わることがあります。
- ●月～金曜日　※土・日・国民の祝日・年末年始（12 月 29 日～ 1 月 4 日）はお休みです。
- ●保育室利用日額　1,500 円（その他、食事代・おやつ代実費〈上限 500 円〉又は保護者持参）
  ※お迎えサービスを利用した場合は、上記のほかタクシー代（往復）、その他実費

③申請・通知方法

区ホームページから電子申請をご利用いただけます。PC やスマートフォンから手続きしていただき、申請から 1 週間程度経過後、ご指定のメールアドレス宛に「利用登録番号」を通知いたします。

病児・病後児保育について

有効期限は、単年度のため、更新手続きが必要になります。更新のご案内は、「板橋区公式 LINE」・「母子手帳アプリ　母子モ」から通知させていただきます。

④利用方法

利用を希望する前日に実施施設へ直接利用申請（予約）を行ってください。
※お迎えサービスは、ご利用の当日に実施施設に直接利用申請（予約）を行ってください。

⑤お問い合わせ先
- ●保育サービス課民間保育第二係　3579-2494

⑥実施施設・サービス・定員・電話番号・所在地

施設名	お迎えサービス	病児保育	病後児保育	定員	電話	最寄駅・所在地
板橋区医師会病院	○	○	○	6 名	3975-8155	都営三田線「高島平」西口から徒歩 5 分 板橋区高島平 3-12-6
帝京大学医学部附属病院	○	○	○	6 名	3964-9159	ＪＲ埼京線「十条」から徒歩 10 分 都営三田線「板橋本町」から徒歩 13 分 板橋区加賀 2-11-1
いわた医院	○	○	○	6 名	3965-1045	都営三田線「蓮根」又は 「志村三丁目」から徒歩 6 ～ 7 分 板橋区坂下 1-35-17
さいしょ小児科	-	○	○	6 名	5926-4044	東武東上線「ときわ台」から徒歩 13 ～ 14 分 板橋区東新町 2-55- 4
キッズタウンむかいはら保育園	-	-	○	3 名	5917-0752	地下鉄東京メトロ有楽町線 「小竹向原」から徒歩 7 分 板橋区向原 3-7-7